

第3回 新宿区基本構想審議会 会議要旨

1 開催年月日

平成28年9月5日（月） 午後2時～4時

2 会場

新宿区役所 本庁舎5階 大会議室

3 出席者

(1) 新宿区基本構想審議会委員

金安岩男会長、植村尚史会長代理、植田浩史委員、小野田弘士委員、久田嘉章委員、浅見純子委員、石田孝子委員、今井康之委員、大浦正夫委員、大崎秀夫委員、海東和貴委員、金子和子委員、金澤由利子委員、木島富士雄委員、小池玲子委員、関根恵美子委員、只野純市委員、辻彌太郎委員、土屋慶子委員、二藤泰明委員、馬場章夫委員、林直樹委員、福井清一郎委員、船木充実委員、八名まり子委員、山下馨委員、下村治生委員、有馬としろう委員、佐原たけし委員、赤羽つや子委員、近藤なつ子委員、志田雄一郎委員

（欠席：神長美津子委員、野澤康委員、ふじ川たかし委員）

(2) 事務局

総合政策部長、企画政策課長

危機管理担当部長、危機管理課長、総務部副参事（安全・安心対策担当）、文化観光産業部長、衛生課長、保健予防課長、みどり土木部長、環境清掃部長、環境対策課長、ごみ減量リサイクル課長、都市計画部長、防災都市づくり課長、都市計画部副参事（まちづくり計画等担当）

4 主な内容

(1) 審議

施策の方向性

基本政策Ⅱ 新宿の高度防災都市化と安全安心の強化

個別施策1 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

個別施策2 災害に強い体制づくり

個別施策3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現

(2) その他事務連絡

5 発言要旨

○金安会長 それでは、定刻になりましたので、第3回新宿区基本構想審議会を開催したいと思います。

はじめに、事務局から、出欠状況の確認と事務連絡等がございます。

○菅野企画政策課長 企画政策課長の菅野でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

本日の出欠状況をご報告いたします。出席委員は現在32名、委員の半数以上の方にご出席をいただいておりますので、条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立していることをご報告させていただきます。

なお、ご欠席の連絡をいただいている委員は、神長委員、野澤委員でございます。

続きまして、今回からご出席の委員をご紹介します。ご紹介いたしましたら、大変恐縮ですが、ご起立いただければ幸いです。

学識経験者の植田浩史委員です。

新宿区高齢者クラブ連合会からご推薦の辻彌太郎委員です。

町会連合会からご推薦の大崎秀夫委員です。

なお、町会連合会からご推薦をいただいております古田委員につきましては、ご本人から委員の辞職の申し出をいただきまして、このため、町会連合会から大崎委員のご推薦をいただいたものでございます。

それでは、区側の出席者を紹介させていただきます。

総合政策部長でございます。

○針谷総合政策部長 針谷です。どうぞよろしくお願い致します。

○菅野企画政策課長 新井都市計画部長でございます。

○新井都市計画部長 新井です。どうぞよろしくお願い致します。

○菅野企画政策課長 小菅防災都市づくり課長でございます。

○小菅防災都市づくり課長 小菅でございます。よろしくお願い致します。

○菅野企画政策課長 竹内まちづくり計画等担当副参事でございます。

○竹内まちづくり計画等担当副参事 よろしくお願い致します。

○菅野企画政策課長 平井危機管理担当部長です。

○平井危機管理担当部長 平井でございます。よろしくお願い致します。

○菅野企画政策課長 鯨井危機管理課長です。

○鯨井危機管理課長 鯨井です。よろしくお願い致します。

- 菅野企画政策課長 薬師寺安全・安心対策担当副参事です。
- 薬師寺安全・安心対策担当副参事 薬師寺です。よろしくお願いします。
- 菅野企画政策課長 村上文化観光産業部長です。
- 村上文化観光産業部長 村上です。よろしくお願いします。
- 菅野企画政策課長 吉井衛生課長です。
- 吉井衛生課長 吉井でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 渡部保健予防課長でございます。
- 渡部保健予防課長 よろしくお願ひいたします。
- 菅野企画政策課長 野崎みどり土木部長です。
- 野崎みどり土木部長 野崎です。よろしくお願いします。
- 菅野企画政策課長 柏木環境清掃部長です。
- 柏木環境清掃部長 柏木でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 本村環境対策課長です。
- 本村環境対策課長 本村です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 組澤ごみ減量リサイクル課長でございます。
- 組澤ごみ減量リサイクル課長 組澤です。よろしくお願いいたします。
- 菅野企画政策課長 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。次第の下段にございます資料一覧をご覧ください。

はじめに、事前にお送りをさせていただきました資料でございます。個別施策1、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりの1番、建築物等の耐震化の推進、2番、木造住宅密集地域解消の取組みの推進、3番、市街地整備による防災・住環境等の向上で1枚でございます。それから、災害に強い、逃げないですむまちづくりの④災害に強い都市基盤の整備。個別施策2、災害に強い耐性づくり。個別施策3、暮らしやすい安全で安心なまちの実現のうち、①犯罪のない安心なまちづくり、その次が②といたしまして、感染症の予防と拡大防止、食の安全対策を含むものです。それから、個別施策3の③良好な生活環境づくりの推進。

以上でございます。

また、本日、机上に配付をさせていただいている資料でございます。新宿区基本構想審議会の委員名簿。参考資料、新宿区のめざすまちの姿について。ご意見カード、白紙のもの。ご意見カード、第2回委員提出分の写し。以上でございます。

不足等ございましたら、事務局にお申しつけくださいませ。

よろしゅうございますか。

次に、卓上マイクの使用方法についてご説明いたします。ご発言をいただくときは、マイクのスイッチを押していただき、マイクの頭にランプが点灯いたしましたらご発言をいただきます。ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押していただくとランプが消えます。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○金安会長 どうもありがとうございました。

今日は、今の説明とおりでありますが、机の上に配られております参考資料、新宿区のめざすまちの姿についてというA3の資料をご覧いただきたいと思います。

ここには、新宿区基本構想の基本理念、それから、めざすまちの姿がありまして、右側に総合計画のベースとなります5つの基本政策が掲げられています。

本日ご審議いただきたいところは、基本政策のⅡ、新宿の高度防災都市化と安全・安心の強化ということで、主として防災を考慮したまちづくりについての項目を審議することになります。

それでは、事務局から資料の説明をお願いしたいと思いますが、委員の皆様には既に事前に郵送しておりますので、事務局からの説明は簡潔にお願いして、実質的な審議の時間を多くとりたいと思います。

では、事務局から、よろしく願いいたします。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。それでは、座ったまま失礼をさせていただきます。

先ほど、会長からご紹介いただきました参考資料の右下の基本政策のⅡ、新宿の高度防災都市化と安全・安心の強化、こちらが本日の議題の基本政策でございまして、そのうち個別施策の1、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりの①、②、③について、順に説明をさせていただきます。

まず、課題でございますが、右側をご覧ください。

建築物等の耐震化の課題についてです。建築物の耐震化については、耐震性が不足する建築物が依然として多く残っており、木造建築物の耐震化を促進するためには、予備耐震診断や耐震診断・補強設計から耐震補強工事の実施につなげていくことが課題です。また、マンション等の非木造建築物については、耐震改修工事に向けての合意形成を支援してい

く必要がございます。

1つ飛びまして、木造住宅密集地域の防災強化についての課題でございます。共同建替えについては、防災性の向上と住環境の改善に向け、地元の合意形成の支援を円滑に進めることが課題です。関係機関との協議や補助金の適切な執行等を行い、住宅の建替え及び共同建替えを促進するとともに、道路等の公共施設を整備していくということが必要となります。

2枚目をご覧ください。

これらの課題を踏まえ今後の施策の方向性でございます。

1番目の建築物等の耐震化についてです。木造住宅の耐震化については、モデル地区事業の対象戸数を拡大し、戸別訪問によるきめ細かな普及啓発活動を実施することで、耐震化を促進していきます。

2番目です。非木造建築物については東京都と連携し、マンションの啓発活動を実施することで耐震化を促進していきます。

2つ目の括弧の黒丸の3番です。新たな防火規制による不燃化の促進では、首都直下地震や南海トラフ地震が想定される現在、災害に強い安全なまちづくりが喫緊の課題となっています。特に火災危険度が高い地区について、地区計画のほか、都の新たな防火規制を活用したまちづくりを早急に進めていきます。

次の資料をご覧ください。

個別施策の1の④でございます。災害に強い都市基盤の整備についての課題でございますが、まず、道路の無電柱化です。比較的狭い区道での地上機器の設置場所や歩行者動線を確保することが課題となっております。また、整備には多くの経費と時間を要することから、整備路線の選定については、周辺のまちづくりの状況など、総合的な検証が必要でございます。

2つ目です。道路・公園の防災性の向上の課題につきましては、道路・公園擁壁の安全性を確保するためには、継続的な点検調査を行うことが課題となっております。

右上の施策の方向性です。2つ目、道路の無電柱化でございます。防災・景観の観点から、整備の必要性や効果を総合的に評価し、幹線道路から優先的に整備を進めます。整備に当たっては、工期短縮や低コスト化を図るため、各企業者の既存管路を活用して整備することや、比較的狭い区道では地上機器の設置場所に沿道の公共用地や民有地を活用するなど、工夫しながら整備を進めてまいります。

次に、道路・公園の防災性向上です。水害の発生した地域等においては、経年劣化により透水機能が低下した舗装の機能回復を実施するなど、浸透施設を拡充整備していく等の道路の治水対策を引き続き実施し、水害に強いまちづくりを進めてまいります。

次の資料をご覧ください。

続きまして、個別施策2、災害に強い体制づくりでございます。

右上の課題でございますが、まず防災意識と地域の防災力の向上です。首都直下地震発生の切迫性が指摘され、地域の防災力向上に向けた取り組みの強化が喫緊の課題となっております。一方、区民の防災意識が薄れがちとなり、意識を高揚させるための取り組みの強化とともに、地域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を図り、地域防災活動への参加を促す必要があります。

また、避難所運営など帰宅困難者対策にも課題がございます。

2枚目をご覧ください。

防災意識と地域の防災力の向上の今後の施策の方向性についてです。区民一人一人の防災意識を高めるとともに、年齢や国籍を超えた幅広い層の区民が災害発生時に互いに助け合う体制を構築し、地域の防災力を向上します。

避難所運営体制につきましては、女性の視点を踏まえた避難所運営体制の見直しや、高齢者や障害者をはじめ、配慮を要する方の安全・安心を確保するための避難所の充実と体制強化を図ります。

帰宅困難者対策につきましては、民間事業者との協働による帰宅困難者対策や災害応急活動体制づくり、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やその後も見据えた、国内外からの来訪者への対応等を強化してまいります。

次の資料をご覧ください。

基本政策Ⅱ、新宿の高度防災都市化と安全・安心の強化のうち、個別施策3、暮らしやすい安全で安心なまちの実現の①犯罪のない安心なまちづくりでございます。

左下の課題でございますが、まず真ん中、繁華街対策といたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催により、国内外からの来訪者の増加が見込まれ、犯罪や犯罪被害者の増加が懸念されます。また、客引き行為が悪質化、巧妙化しており繁華街の安全・安心対策が求められています。

次の詐欺・消費者対策でございます。2つ目の黒丸です。悪質商法や契約上のトラブルなど、消費生活に関する相談や苦情が多様化、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速

やかな対応が求められています。

右側の施策の方向性です。繁華街対策といたしましては、2つ目の黒丸です。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催やその後を見据え、区内4署の警察署及び民間事業者を含む関係機関との連携により、区民の安全・安心に向け、テロを初めとする犯罪の抑止へ向けた取り組みについて、より一層強化してまいります。

詐欺・消費者対策につきましては、2つ目の黒丸ですが、幼児期から高齢期までの人生のライフステージに対応した消費者教育の推進に取り組んでまいります。

次の資料をご覧ください。

個別施策3、暮らしやすい安全で安心なまちの実現のうち、②感染症の予防と拡大防止、食の安全対策を含むでございます。

これらの課題といたしましては、1点目でございます。新型インフルエンザ等対策ということで、新型インフルエンザの発生時にすべきことについて、さらに体制の整備を進めていく必要がございます。

1つ飛ばしまして、一番下の食の安全対策につきましては、近年の食中毒事件の大半を占めているノロウイルス及びカンピロバクター、重篤な症状を引き起こす可能性のある腸管出血性大腸菌による食中毒の予防対策を推進する必要がございます。

2枚目をご覧ください。

その課題に対する施策の方向性でございます。

新型インフルエンザ対策につきましては、「新宿区新型インフルエンザ等対策地域医療包括BCP」に基づく地域医療体制を構築するために、新型インフルエンザ対策連絡会及び同地域医療体制専門部会を開催し、行政と医療機関との連携や医療機関相互の連携強化を図っていきます。また、さまざまな状況を想定した発生時対応訓練を重ねることにより新型インフルエンザの発生に備えていきます。

1つ飛ばしまして、一番下の食の安全対策です。1つ目です。食中毒対策として食品関連施設への監視指導や食品の検査を充実させるとともに、食の安全に関する正確かつ適切な情報を提供することで、食の安全を確保していきます。

次の資料をお願いいたします。同じく、暮らしやすい安全で安心なまちの実現の③良好な生活環境づくりの推進でございます。

課題といたしましては、2つ目でございます。空き家等対策ということで、区内全域の空き家等の所在地や老朽化度等の現状を把握し、空き家等の適正な維持管理や有効活用の促

進が必要となっております。

1つ飛ばしまして、路上喫煙対策でございます。2つ目の黒丸です。区で管理している喫煙所は、受動喫煙防止対策など、環境改善を進めていく必要があります。改善に当たっては、道路管理者等の関係機関や地域の理解と協力が必要となっております。

2枚目をお願いいたします。

施策の方向性でございます。2つ目の括弧です。空き家等対策につきましては、2つ目の黒丸です。平成28年度に空き家等の所在地や老朽化度等の実態調査を行います。区内の空き家等の現状等を把握するとともに、結果を分析し平成29年度に「空家等対策計画」を策定し、同計画に基づき空き家等対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

右側の右上です。路上喫煙対策につきましては、西武新宿駅前及び新宿駅西口喫煙所の改修を進めます。改修に当たりましては、道路管理者や交通管理者との協議を行い、地元の理解のもと、新宿の玄関口としてふさわしい喫煙所を整備していくというのが今後の施策の方向性でありまして、以上が本日ご議論いただきます基本政策5つのうちの2番目の新宿の高度防災都市化と安全・安心の強化に関する資料説明でございます。よろしくお願いいたします。

○金安会長 どうもありがとうございました。

今、説明がありましたとおり、今日は個別施策が1から3まで、この3つの個別施策についてご議論いただきたいと思います。3つありますので、1つ平均30分ぐらいで進めたいと思います。

はじめに、個別施策の1ですが、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりということで、①建築物等の耐震化、②木造住宅密集地域解消、それから③市街地整備云々。というのがホチキスで閉じてありまして、次に④というのが次の紙にありまして、災害に強い都市基盤の整備ということで、道路や橋などに関することが指摘されています。記述されています。

それでは、どなたからでも結構ですが、ご意見のある方は挙手をお願いします。

いかがでしょうか。この個別施策1に関してのご議論をお願いしたいと思います。どうぞ。

○近藤委員 1のところなんですけれども、大地震が来ることが想定される中で、この建築物等の耐震化というのは大変大きな課題だというふうに思っています。

そういう中で、やはり一番最初のこの耐震化、木造住宅や非木造の住宅についての耐震化をスピード感を持ってやるべきだというふうに思っています。そういう中で、今、新宿区

は補助施策を改善してきているわけですが、さらに、細街路も多いまち並みですから、今、建替えには補助が一般的なところは出ていないというところがありますので、建替えにも要補強という、住宅については補助も行って、スピード感を持って区内全域の耐震化率を100%にするというところに、やはり区は勢いを持ってやるべきだというふうに思っています。

熊本の地震につきましても、本震だと思ったのから、その後、いわゆる大きな本震が来たということで、何回にもわたっての地震も来るということで、強度についてもやはり改めて見直すことが検討されているという話もありますが、いわゆる、新耐震の基準から2000年の基準も今加味してやっているというふうに聞いていますが、さらなる検討も私は改めて必要ではないかなというふうに思いますので、2年後からの計画ですから、その点も踏まえて、区としての施策を構築するべきではないかというふうに思っておりますので、この点についてお願いをしたいというふうに思っております。

1点だけ質問ですが、この災害全体についてですけれども、地震についてはあるのですけれども、水害については道路のところでは若干、透水性の舗装についてあるのですが、河川等の対策が前はあったものがないのですけれども、それについては区としては取り扱わないということになっているのか、この点だけ質問させていただきたいと思います。

○金安会長 今ご質問が出ましたので、どなたかご担当の方、お答え願えますか。

河川対策はどうなっているのでしょうかというお尋ねです。

○菅野企画政策課長 河川対策につきまして、いろいろ整備等も進んできているところでございますが、今回の計画に河川が全くないということはないと思っています。ただいま、ご意見を頂戴いたしましたので、再度、本日の資料が全て網羅しているかというようなところも含めて点検させていただければと思います。

○金安会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○久田委員 工学院大の久田と申します。

「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」という非常にいい標語だと思うのが、ここで書かれているのだけでは少し足りないかなという感じで、例えば耐震化というのは建築基準法の現在の耐震基準法を満たせということなのですが、実はあれは最低基準で、都市の建築ってもっともっと高いものを目指すべきで、耐震等級2であり、3でありしないと、6強、7が来たらほとんど被害を受けて逃げなくちゃならないことになりますので、それはあくまで強制はできないのですけれども、精神論としてはもっともっと高い耐震を

目指すのが1点と、それから今回の熊本もそうなんですが、建物はもったのに室内がやられて、たくさんの方が避難しているので、室内対策もあわせてやらないと逃げざるを得ない。

それから、もう1つは備蓄で、今、都だと1週間たっても恐らく来ないので、1週間は最低限備蓄しろというのと、それなりのスペースだったり用意をしなければならないので、先ほど言った建物をさらに丈夫にと、室内対策と備蓄という3点は、少なくとも住民にはやっていただくようなことが必要かなと思います。

それから、新宿区は住民だけではなくて、昼間人口が非常に多いところですから、オフィスの方、来街者の方の対策というのでもあわせてやっていただくようにしていただきたいと思います。

それから、今、水害という話もありましたけれども、やはりここで書かれているのは震災のことしか書かれていなくて、水害はちょこっとですけれども、やはり住民レベルでも浸水対策、水害対策って、できることはかなりあるはずですよ。

今、集中豪雨ってどこに来るかわからないですから、例えば緑化をするですとか止水板を設置するような対策をするですとか、ソフトなことは後で出てくるのですが、雨水タンクを置くですとか、住民レベルでも水害対策で、いざというときの対策を誘導するようなことというのはここに書かれたほうがいいのかと思います。以上です。

○金安会長 どうもありがとうございます。山下委員、どうぞ。

○山下委員 NPOの山下です。

施策の方向性の建築物等の耐震化の一番下のところの「建築敷地の耐震化について」というところですが、これまでたしか助成とか補助の対象だったのは、公道と、それから建物の敷地の、要は道に面したところの擁壁の話が出ていたと思うのですけれども、民家の崖地とか、私道の周りの擁壁とかというところについてはなかなか対象ではなかったと思うのですが、ここで「助成対象を拡大したことにより」と書いてあるのですが、そういった民家の部分についての擁壁の支援というのはどうなっているのか確認させていただきたいというのが1点と、それから、下の木造住宅密集地域の防災強化のところ、一番最後のところなんですが「都の新たな防火規制を活用したまちづくりを」ということなんですが、この都の新たな防災規制という内容を補足していただくとありがたいと思います。

○金安会長 2点お尋ねがありましたので、どうぞ。

○小菅防災都市づくり課長 防災都市づくり課長でございます。

東京都の新たな防火規制のお尋ねについては、東京都の建築安全条例の第7条に基づき、都知事が指定した区域が対象になりまして、建替えに際しましては、耐火建築物、準耐火建築物とすることの規制でございます。

○新井都市計画部長 都市計画部長でございます。

最初の質問の擁壁についてお答えさせていただきます。

擁壁は、去年までは高さが5メートル以上のものと緊急輸送道路沿道のものについて対象としてきましたが、今年度からは高さが5メートルのものと緊急輸送道路と加えまして、全ての道路に面する擁壁も、助成の対象に加えました。それと民地と民地の間にある擁壁につきましては、高さが5メートルを超えるものについてが助成の対象となり、これは従来どおりでございます。

○山下委員 今のその道路に面した擁壁というのは、道路は何でも良いのですか。位置指定の道路でも何でも。

○新井都市計画部長 都市計画部長でございます。

建築基準法の対象になる道路に近接するもの、全く接していなくても良いのですが、ちょうど倒れたときに擁壁の高さの2倍に影響を及ぼすような範囲のものについては助成の対象にしたいと決めております。

○金安会長 そのほかいかがでしょうか。

○有馬委員 区議会の有馬です。

先ほども出ておりましたけれども、建物の耐震化について、これまでも新宿区ではこの建物の耐震化というのは、先駆的に他区に先駆けても取り組んできている経過があるわけですが、なかなか区内の全ての建物の耐震化に当たって、ここにも書かれていますが、耐震診断は行うけれども、なかなか、耐震の補強工事に至るまではいかないというような課題があって、それをどのように耐震の補強工事のほうにつなげていくのかということが1つの重要な課題だろうと私も思っております。

そういう中で、やはり補強工事に至らない理由というのは、多分さまざまにあるかと思えます権利関係の問題であるとか、助成制度があるとはいえ、一定程度、自分で負担をしなければならないなど、また、区民の方が予備診断や耐震診断を受けるときに、耐震に至る全体の流れや考え方がなかなかつかみにくなどの課題があることから、どうすれば進められるのかというような、相談体制や制度説明などを含めて、しっかり耐震診断を行う方々

に対する支援に取り組むということが重要だろうと思うのです。

そういう中で、補強に至らない要因や考え方がどこにあるのか。当然、その中にあっては、先ほど申し上げた、いわゆる自己負担分の金額の考え方、例えばそれが要因であるならば、さまざまな融資制度をさらにどういう形でできるのかという、充実をするとかという考え方も一方ではあるかと思います。

もう1つは、マンションであれば管理組合等々があって、さまざまなアプローチができるのですが、区内にはアパートなど、オーナーがそこには住んでいない。これも1つの課題だと思います。そういう方についてもしっかり、今まで以上にこの調査ができるのであれば、しっかり、そういうことを踏まえて耐震の診断等、ないしはその補強工事を含めて支援事業をお伝えしていくということも、さらに必要だろうと思いますので、その辺を含めて、今後さらにご検討いただければというふうに思います。

○金安会長 どうもありがとうございました。

この個別施策1にはあと②、③、④と、木造住宅密集地域、それから市街地整備、あと道路、橋梁のたぐいがありますけれども、その辺に関してもいかがでしょうか。

どうぞ。

○木島委員 橋梁ではないのですが、東京都の施設として、落合には汚水処理場があります。造るときに、かなり深く掘っているのです。この施設の上には、公園もあります。この辺の耐震性というものは確認されているのでしょうか。かなり道路のほうも深さに合わせる耐震性の問題があると思うのだけれども、そこのところは調査されておりますか。

○金安会長 ご質問が出ましたので、いかがでしょうか。

○野崎みどり土木部長 みどり土木部長でございます。

水再生センターにつきましては、東京都の下水道局の所管でございまして、全て私、把握しているわけではありませんが、ああいう施設でございまして、一定の程度の耐震性については把握しているものかなとは考えております。

一方、その上を、今、野球場、テニスコート等、公園として利用させていただいております。一体化構造になっている部分もございまして、野球場等については、できてから年数もたっており、特に高い照明器具などもありますので、可能な限り早く、そういった部分は実態把握をしていかなければいけないかなと考えているところでございます。

○木島委員 ぜひ、そこのところを次回あたりまでに教えていただきたい。

○金安会長 ほかにいかがでしょうか。植田委員、お願いします。

○植田委員 2つ聞きたいのですが、1つは先ほども出ていたのですけれども、新宿というまちは昼間人口と夜間人口の差が非常に大きいまちですけれども、昼間人口というのが一応、国勢調査で把握されているのですが、あのデータはいい加減というか、当てにならないところがありまして、というのは、あそこに上がっているのはあくまで働いている人とか通学している人の数でありますから、買い物に来ている人だとか観光に来ているだとか、その他もろもろで来ている人の数というのがほとんど入っていない。

さらに、通勤時間なんかになりますと、通勤時間で新宿駅に通っている人も当然入っていないわけで、そう考えたときに、実際、新宿で地震が何時に起きたときに、一体新宿に何人、人がいるのかというような具体的な数字の把握というのはどうなっているのかというのが1点目です。

2つ目は、そういう新宿の住民以外の方が大勢、新宿には存在しているわけですが、そういう方々に対して新宿区として防災、実際に地震なんか起きたときへの対応の仕方というのはどのように考えられているのか。全て対応100%できるわけではないと思いますが、例えば、学校に分担してもらうだとか、存在している企業で働いている人に対してはある程度の対応をしていただくなどもあると思うのですが、そういう分担の考え方というのはどうなっているのかを、2つ目にお伺いしたいと思います。

○金安会長 いかがでしょうか。お願いいたします。

○平井危機管理担当部長 危機管理担当部長です。

昼間人口がどれぐらいかでございますが、区のデータで75万人というところでつかんでおりまして、首都直下地震が冬の夕方18時に起きた場合には、帰宅困難者が31万3,811人想定されているところでございます。

また、新宿駅だけでも駅周辺滞留者が47万6,000人、そのうち行き場のない方々というのが約5万人。そういった方々をどうするかということが課題となっているところでございます。

それから、昼間人口に対しましては、特に新宿駅周辺で多くの帰宅困難者、滞留者が発生するということですので、平成14年から新宿駅周辺の防災対策ということで、民間事業者の方や、今日は久田先生がいらっしゃっておりますけれども、工学院大学さんとか、その他の事業所、行政機関を含めた新宿駅周辺防災対策協議会を設置いたしまして、それぞれがどういった行動をとるかという「新宿ルール」を定めまして、まずは地震が起きたときには組織は組織で対応する。これは事業者とか学校といったところは、従業員の皆様方、

それから学生の皆さんを、まずはとどまらせて、その場で対応してください。次に、地域は地域で対応する。自助と共助です。

そして、そうはいつでも、行き場のない方々が先ほど5万人と申し上げましたが、そういった方々は事業所なり大学なり、それぞれの場所で、避難誘導などの対応をしてください。そして、公助で自助と共助をサポートするという「新宿ルール」を策定して、この間、避難訓練や医療救助訓練などの情報通信訓練をやっているところがございます。そして、東日本大震災を受けて、情報伝達や避難誘導など、多々課題がございました。

そういうことも受けて、今年度は、実際に地震が起きた際にどういった行動をとればいいのかというような「新宿ルール」の行動指針を策定し、行動指針に基づく訓練を行って、成果と課題を洗い出して、行動指針に反映させるといったPDCAサイクルに基づく新宿駅周辺の防災対策に取り組んでいくというところがございます。

○植田委員 今のでわかったのですが、1つは人の動きというのが、多分5年ぐらい前と今ではかなり変わってきていますし、ここでも書いていますように、これからオリンピック・パラリンピックがあったときにまた変わってくると思いますので、そういうその人の動きというのはそれぞれの時期時期にしっかり直近で把握して、変化に対応した形でやっていただきたいということが1つと、先ほどの新宿ルールはそれはそれでよいのですが、やはりどれだけ徹底しているのかということに関して、特に、事業所数では新宿区内は2万以上あるわけで、その辺にどこまで徹底しているのかというのはなかなか難しいと思いますので、その辺も今後深めていただきたいと思いますなど希望します。

○金安会長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○関根委員 公募委員の関根と申します。

木造住宅の密集地ということで、恥ずかしいお話なのですが、先ほど水害というお話がありましたけれども、私が住んでいるところというのは、やはり台風が来たり、先日8月20日のときもそうだったんですが、水害まではいかないのですが、お水が出てマンションの私なんかは1階に住んでいるのですけれども、下手するとお水が中に入ってきてしまう。そういうことがゲリラ豪雨とか、今までに過去何年か、何回かありました。

そういう中で本当に、ええって思うのですが、家の前が木造住宅で、もしかしたらここが火事になったらうちのほうにも火事が出てくるんじゃないかというような、そういうところにマンションが建ってしまっていて、前にお水が中に入ってきたときに区の方をお呼びして見ていただいたことがあったのですね。

そうしますと、配管が何か古くて、精いっぱいだというお話を受けまして、多分、うちのマンション自体も欠陥なのかもしれないのですけれども、やはりそういう問題が神田川の昭和54年時代にうちもそちらのほうに住んでいたもので、新小川町が大変だったときにもうそういう経験はしているのですが、まさか今現在、新宿の払方に住んでいるのですが、そういうところで水害の、被害まではいかないのですが、雨が降ると早く仕事をやめて帰ってきて、土のうを置いてというような状況があるのです。

ですから、お恥ずかしいのですが、もしそういう地元もあるということを区の方に知っていただきたいなと思いました。申しわけありません。

○金安会長 どうもありがとうございました。ほかにご意見、どうぞ。

○林委員 今、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりということでお話を聞いているのですけれども、これはあくまでも計画的にこういうことを理想ということで、非常にいい標語だと思いますし、これを目指すことはいいと思うのですけれども、現状なかなかそうもいかないで、もし逃げなきゃいけない場合があった場合の話が防災のところ、もし私が資料を読みこなしていなくてあれだったら、まことに失礼なんですけど、後で教えていただければと思うのですが、わからないのでご質問させていただきますが、私、町会の林と申します。

例えば、この文書の中でも、老朽化による建物が、密集地があるけれども、防災とかそういうようなことも解消しなきゃいけないということは計画にうたわれておりますけれども、実際問題、逃げないですむたいはすみたいだけでも、もし逃げなきゃいけなくなった場合に、それでは、ここでは地域の中での懇談会等でもってアピールしていきますよというように計画にうたわれてはいますが、私が伺いたいのは、行政の中に、行政として緊急時どういうふうに対応するのかと、体制づくりはどうなっているのかな。どこにどのように逃げ惑う区民がよりどころとしては行政に頼ったらいいんだろうかというようにことです。それが少しわからないかな。

対応の方法と、具体的には対応窓口はどうなりますよというようなことで、緊急時の場合にはここですというようなことが、ここを押しなべて余り行政面での対応方法、あるいは窓口、具体的にここまでやりますよという形のことが書かれていないのです。

要は、計画はGプランは行政でつくりましたから、あとやるのは区民ですよ、あるいは自治会の皆さんですよというようなふうにもとれちゃいますので、行政としてはそうじゃないのだというところをご説明願いたい。

○金安会長 というご指摘ですが、いかがでしょうか。要するに、行政がどういう対応法を用意しているのかというご指摘だと思いますけれども。

○平井危機管理担当部長 危機管理担当部長でございます。今のご質問、避難の体制等ということでもよろしいでしょうか。

○林委員 はい。

○平井危機管理担当部長 避難といってもいろいろなパターンがございます、よく住民の皆さんに言っているのですが、地震が起こるとみんな避難所に行って乾パン食べなくちゃいけないと思っている方が多々いるということで、そうじゃないですよ。

地震が起きたら、まず状況を見て、それぞれ、例えば町会、自治会等で一時集合場所というのがございまして、そこに避難していただいて、状況を見ながら大火が迫ってきたときには、広域避難場所、これは大火事ですとか、火による輻射熱、熱から住民の皆さんを守るために設定されていますが、避難場所に行ってください。それから、何もなければまた家に戻っていただいて、自宅で待機していただく。

そして、ご自宅が壊れて住めなくなったという場合には、避難所、学校避難所が今50カ所設定されておりますけれども、避難所に行ってください。そして、避難所につきましては、阪神・淡路大震災以降、発災後3日間は区も警察も消防も行かれないかもしれませんよということで、ご自分方で開設して運営してくださいということで、避難所運営管理協議会を地域の皆様方、PTA、学校の先生方の協力を得まして設立しております。

この間、避難所の開設訓練等を行ってきているというところでございまして、東日本大震災を受けて、出てきた課題をもとに、震度5弱以上の地震が来たら開設するといった、避難所の自主開設基準等も設けまして、体制づくりを行ってきているというところでございます。

さらに、けが人が出た場合はどうするのかということなのですが、これも区の10地域に1カ所ずつ学校避難所に医療救護所を設置いたしまして、区の医師会と協定を結んで、医師会の皆様方に来ていただきまして、医療救護を行うというような仕組みづくりをしているところでございます。

○林委員 それでは、そういうことがいいことが決まっているのでしたらPRをする、するとここで行政の皆さんの資料には書かれていますから、ぜひ明記されて、安心して我々区民が、なるほど、こういうときにはこうすればいいんだなということで、今度の不幸にして行政あるいは市長さんが非を認めたわけですが、要するに私が伺いたいのは勧告とか指示、

それから命令というようなものを出すような体制というのは、きちんとこれにはうたわれていませんし、結局、パニック状態になると思うんですね。

今おっしゃったようなことというのでいくと、本当に町会任せ、自治会任せみたいな形で私にはとれますので、私が要するに伺いたかったのは、前面に行政がどこまで出てくるか。今度の事件でというか、あれは完全に事件だと言って過言ではないと思いますけれども、出てきてもらわないと安心して、これあくまでも向こう10年の計画ですから、計画の段階でははっきりと行政の姿勢を、私は今後、この中に大崎会長のほうから仰せつかってこの委員として出ていますけれども、出ている限りは、そのこのところは行政の皆さんの考え方というのをはっきりと知りたいと思いますので、最後まで言わせていただきます。

○金安会長 どうもありがとうございました。

それでは、ちょうど30分経過しましたがけれども、そして、次の個別施策の2でも同じく災害に関することですし、それから今話題にありました避難とか、それから防災意識ですとか連動していますので、引き続き個別施策2、災害に強い体制づくりに関してご議論いただきたいと思います。土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 地区協、土屋でございます。

今、林委員のほうからお話があった、その続きというか、同じようなことなのですが、避難所での支援や避難所の充実や体制強化に対する、その対策の強化というのはこちらでも取り上げられていますが、私が住む若松地区においては、戸山ハイツがございます。高層建築物に高齢者がほとんど、それも独居高齢者の方が多く住んでいらっしゃいます。1カ所に30棟以上、その建物がございます。

今、避難所に避難するというと、地上から歩いて避難所まで行く、それで避難所を設営するという、そういうことに対する施策の強化というのはあるのですが、その10階以上の1棟に100人以上、200人ぐらいの方が住んでいらっしゃる、特に高齢者の方、車椅子の方もいらっしゃいます、足の不自由な方がいらっしゃいます、そういう方をどうやってエレベーターがとまったときに1階まで誘導するかということ、連れていくかということが自助、共助、協働という名のもとで、町会や民生委員、あと、地区協とか地域活動をやっている人たちに全て何か任せ切りに、任せ切りということではないのですが、地域で何とかしなきゃいけないというような状態に今あると思うんですが、その体制づくりをもっと施策として仕組みづくり、システムづくりを取り上げてほしいな。民間の業者にそういうことを依頼するとかやらないと、特に戸山ハイツの場合、本当に取り残される方、それで避難を

するときにもみんなそれを助ける方も高齢なので、共倒れになる可能性もありますので、それはぜひ、行政として、施策として取り上げていただきたいと思います。

○金安会長 どうもありがとうございました。体制づくりの強化をというご指摘かと思います。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○林委員 引き続きすみません。私ども全く慣れていないで、教えていただきたいので、例えば以前、神田川があふれちゃって水がだんだん来まして、車が埋まっちゃうくらい神田川の周辺の区民が悩んだことがあったのですが、そのときに何かサイレンが鳴ったりいろいろしたんですが、結論的に何を教えていただきたいかというのと、我々慣れていないのは、避難勧告とか避難指示とか避難命令、最後は命令になるんですが、最初は勧告で来ると思うんですが、これはどのような方法で、どこからどういうあれで、我々として、区民としてはどんなようなあれで進めばいいのかも、計画の中で、今、先ほどの委員の方がおっしゃったように、体制づくりの中には具体的にわかる方法というのを教えていただければと思います。

○平井危機管理担当部長 危機管理担当部長です。

まず、水害の際、例えば川があふれそうになったという場合には、さまざまな情報伝達手段を使って皆様方にお伝えするということになっております。1つは地域に防災行政無線があります。ラップみみたいなスピーカーがあると思うのですが、あれによってそれぞれ地域の皆様方に避難勧告や避難指示をする。また、神田川流域にはサイレンと一緒に、スピーカーもございますので、そういったものを使って皆様方に伝達をするというのが1つあります。

また、SNSとかやっておりますので、ホームページですとかツイッター、フェイスブック、そういったものを使って皆様方にお知らせする。

それから、本当に危ないといったときには、区の職員が回って、広報車等がありますから、そういったもので流域の方々にお知らせする等々、さまざまな手段を使って皆様方に避難勧告や指示を出すといった計画になっております。

○林委員 そうすると、今、水害の場合ですが、例えばもっと、先ほどの戸山のほうのお話もされたかと思いますが、事情が違ってくると思うのですが、そういう場合には危険を察知して、どこそこへこういうふうに避難してください、勧告をいたしますというような形で、その都度あれですか、行政には区のほうにはそういう体制がもうあるものと我々

は考えていって、区民としてはいいんですか。

○平井危機管理担当部長 危機管理担当部長です。

まず、地震の際に震度5弱以上の地震が揺れますと、自動的に「ただいま強い揺れがありました」というような自動的なアナウンスは流れます。ただ、その後は状況に応じて被害情報を見ながら……

○林委員 すみません、アナウンスはどこにどういうふうに流れるんですか。

○平井危機管理担当部長 先ほど申し上げたように、区内に防災スピーカーが102カ所ありますので、そこから震度5弱以上になりますと、自動的に「ただいま強い地震がありました」ということで。

○林委員 その102カ所のあれですね、スピーカー設定のあれを教えてもらわないと、そこから外れているところだって当然あるわけですから、102で足りるんですか、新宿区内全部で。

○平井危機管理担当部長 確かに流れない、音声が届かない地区もございますけれども、未達地域とって……

○林委員 それが多いんじゃないですか。

○平井危機管理担当部長 そういったところの解消に向けて、今取り組んでいるところでございます。

○林委員 そういうものを1つずつきれいにしていこうというのが計画なんじゃないんですか。行政の皆さんに我々が安心して暮らすためには、そういうところをきめ細かく具体的にやっていたかないと、何のためにこれあるかということじゃないんですか。

○平井危機管理担当部長 今回、骨子ということですので、大きい方向性をうたっておりますけれども、この下にまた細かい計画、地域防災計画もございますので、またそっちのほうで……

○林委員 これのほかにあるわけですか。

○平井危機管理担当部長 地域防災計画がございますので、そちらのほうできちんと計画を位置づけているというところでございます。

○金安会長 どうぞ。

○福井委員 商店会連合会から出ています、福井と申します。

このメンバーの中で商人的なところというと商店会連合会と商工会議所、2人で出ているという関係なんですけど、今、個別施策の災害に強い体制づくりの中で町会自治会を母体とするということは、それはそれでとてもいいことなんですけど、防災、その中にもっと地域

の商店会との連携というのは町会連合会とも一緒にやっておりますし、もし万が一の災害時には、商店会そのものが備蓄倉庫になり得るといふこともありますので、そういった連携を文言としてこの中に、商店会としては入れていただきたいというふうに思います。

○平井危機管理担当部長 確かに、防災区民組織の中には商店会さんも母体となっているところもございますし、日ごろから連携して取り組んでいるというところがございますので、そういったところを表記も含めて検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○金安会長 どうぞ。

○今井委員 障害者団体連絡協議会の今井です。

災害時要援護者の安全確保についてお伺いします。2枚目に区が発行している防災に関するパンフレットやマニュアルという中に「要配慮者防災行動マニュアル」というのがございます。これは福祉避難所になっている二次避難所には配付をされているようなんですが、例えば、実際に災害が起こった際に一次避難所に一時的に障害者の方々であったり高齢者の方々が避難する可能性が非常に高いです。そういった方々に対しても、この要配慮者防災行動マニュアルがきちっと情報として伝達できるような仕組みを防災区民組織などを使って周知いただければということが1つになります。

あと、飲料水や備蓄品の確保についてお伺いします。二次避難所の福祉避難所は、区内の特別養護老人ホームだったり障害者施設を福祉避難所として整備をしているというような、ここに記載がありますがけれども、実際、備蓄品の確保が非常に福祉避難所では困難な状況というのが出ております。

まず、備蓄品がきちっとそこに避難する方々の人数分に達していないということと、実際、人数分に達するぐらいの設備を整備するとなると、置き場がないというような問題が出てきてしまいます。そういったことについても今回の災害の強い体制づくりに触れていただければというふうに思っております。

以上です。

○金安会長 どうもありがとうございました。

後ろの方、お願いいたします。

○金澤委員 公募区民の金沢です。

災害に強い体制づくりの1番の防災意識と地域の防災力の向上について、お伺いというか、意見を話させていただきたいと思います。

防災意識の啓発とか向上とかとって、自助、共助、公助という中で、私が聞きたいのは、このピンクの第三次実行計画の57ページに、この場というのは平成30年から10年間の方向性を決める場だと思っております。ここのところに、この第三次実行計画、さらに30年度からというので、この「防災活動に接する機会が少ない若者をはじめ広い世代の意識啓発」とありまして、新宿区の人口のピラミッドを見ると、18歳未満は非常に少ない、20歳代が極めて多くなっているというのが特徴ということがありまして、その青年、若者を、今後10年間の方向性としてどのようにこの防災意識の啓発意識、またタイミング、昼間は他区の、そういうのもありまして、どこでどのように地震が起きるかとか、タイミングにもよると思いますけれども、この若者世代にどうやって、今後10年という高齡化は物すごく新宿においても進んでいくので、今まで出たような自助、共助、公助の中で、共助の部分でどのようにこの青年に活躍してもらおうと思っていられるのか、具体的にどういふふうに考えていられるのか、ぜひ伺いたいと思っております。

○金安会長 若い人のあり方といいますか、どう考えているかというご指摘です。

○平井危機管理担当部長 危機管理担当部長です。

確かに、自助、共助というところで行くと、今、地域の防災力の低下というのが高齡化に伴って、訓練に参加していただけないですとか、偏在化ということも課題となっているのは事実でございます。

そういったことから、例えば、ことしの平成28年の防災白書では、少子高齡化時代の防災対策というのが目出しされ、日常的に誰もが簡単に防災対策に取り組めるような仕組みづくりが必要だということがうたわれております。

私どもも対策を考えているのですが、1つは昨日、新聞でも報道されておりましたけれども、しんじゅく防災フェスタという、子供からお年寄りまで、誰もが楽しく学んで、防災について身につけていただく、そして防災を考えるきっかけとしていただく。ご家庭に帰ってご自宅の防災、あるいは、地域の防災に関心を持って参加していただくきっかけとなるようなイベントをやっております。

そして、このイベントは単なるイベントだけじゃなくて、そこに参加していただく、ボランティアになっていただく方々、そういった方々をコアボランティアと言っておりますけれども、引き続き、地域の防災活動のほうにも目を向けていただく。大学生などの若い方々がこうした取り組みを続けながら、地域のほうにも関心を持って防災活動に取り組んでいただくということを考えております。

そして、もう1つ、やはり今後この新宿を担っていく子供たちの防災教育、こういったものが重要だと考えているところです。今、学校でも避難所の訓練をやっておりますが、そういった中では中学生が防災訓練に参加したり、あるいは防災キャンプとあって、小学校で泊りがけをしながら防災について学ぶということもやっておりますので、日常的に身近なところで誰もが簡単に防災について学べるような仕組みづくりをしながら、子供たちの防災教育も取り入れながら、地域防災力の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○金安会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

初めての方をお願いしたい。

○浅見委員 新宿区中学校PTA協議会のほうから来ております、浅見と申します。

私、今回のテーマの中では中学校、学校の避難所の運営に大変関心が、立場上ございます。一番上にあるように、確かに、学校で町会とか地域の皆様と一緒に学校は防災訓練をしておりますが、その大前提が阪神大震災を機に、現在は学校は地域住民のための避難所ですよというふうにお聞きして、実際、その人たちと訓練をしているのですが、昼間人口がさつき多いというお話がありました。

本当に昼間人口の人たちを無視して、地域の防災訓練をしていて意味があるのだろうかというふうに思っていて、実際、東北の震災のときに私もまだPTA会長をやっていたので、そのときも。学校に、心配で東京駅から4時間かけて歩いて学校に着いたら、子供は1人だけまだ滞在しておりました。でも体育館には帰宅困難者の方がやはりいらっしゃったんですね、帰れない。中学校とか公共機関だったら避難所になっているのじゃないかという常識的な考えの中で避難させてくださいと来て、そのときはルールがそんなになかったという話なんです、人道的な問題で、いやいや、無理ですと多分言えなかったんでしょうね。入れて毛布等を出してされて、居座ることもなく、1日で多分帰られたので大きい問題にはなりませんでしたが、大きな震災であればあるほど、昼間人口の方々、特にお買い物とかされて、どこも行き場のない方が小中学校に押し寄せてくる。

先ほど、大分前の話で、学校に避難するのは大きな火災が起きたときに避難するんですよというお話だったんですが、ということは、大きな火災が起きなきゃ地域住民の方は学校に来ないかもしれない、でも、揺れてすごく怖くて困るのは昼間人口の方なので、地域住民が学校に避難するころは昼間人口の方が学校に押し寄せて、住民が避難できないのじ

やないのかというようなおそれもあるのじゃないかなと思っていて、昼間人口とその地域住民の避難所というのをどうやっていくのかというのも、しっかり計画というか、ご指導いただけるような形で検討していただければなというふうに思います。

以上です。

○平井危機管理担当部長 危機管理担当部長です。

先ほど申し上げましたが、大きな火事が迫ってきたときには広域避難場所、避難場所です。ご自宅が壊れて住めなくなったときには避難所、学校避難所です、そういった形で避難をしていただければと思います。

それから、今ご指摘ございましたように、確かに、東日本大震災のときには特に幹線道路沿道の避難所となる学校には多くの帰宅困難者が殺到しました。そこで区の職員も派遣して対応したところでございます。

ただ、東日本大震災のときにはライフラインも生きていたし、そんなに大きな被害がなかったのもみんな帰れたと思うのです。一方、首都直下地震が来たときには、恐らくライフラインもとまってしまって、大きな被害があちこちで起こっている中で、果たして帰れるかどうかというようなこともございます。

そういったこともございまして、先ほど申し上げたように、まずは、例えば企業は従業員を帰さない。あるいは、学校は生徒をそこに残して対応するというところで、東京都も条例をつくって、業員のため、又はプラスアルファで外にいる人たちのための備蓄をしてくださいということで補助金もつくっているというところでございます。

一方で、あふれた人たちはどうするのかということですが、そういった人たちが行く場所、一時滞在施設と呼んでおりますけれども、これは官民挙げて、この新宿駅周辺でも区の施設や民間のビル等々を使って、一時的に帰宅困難者の方がそこに滞在する施設の確保に努めているところでございます。

ただ、そうはいつでも、学校避難所にも帰宅困難者の方が行ってしまうかもしれないという話は、避難所の運営管理協議会の中でも多々しているところでございますのでその辺りのすみ分けや役割分担をしながら、今後の避難所運営のあり方について検討していきたいと考えております。

○金安会長 どうもありがとうございました。

山下委員、手が上がりました。

○山下委員 NPOの山下です。

さっき、林委員さんからご質問があった関連で、いわゆる公助というところなんです、地域防災計画ができ上がっているのに、区民であるとか地域の町会さんとか、要は、区民側に地域防災計画の内容ってほとんど伝わっていないとされていて、ですから、行政さんのほうで計画はあるのだけれども、それがじゃ実際どういうふうにでき上がっているのかというのは、もっとわかりやすく、何か伝える方法をお考えいただく、わかりやすい防災行政といいますか、その辺の情報の流し方というのを何か。

こういう基本構想の中にどのように書くかわかりませんが、何か文言を考えて、それが盛り込めるようにしていただければと思うのと、あと、共助のところ避難所のところなんです、緊急時に行政が動けないから地元で町会単位で避難所の運営をやるという、そういう仕組みはできていることは、それはそれでいいとは思いますが、ですが、私も実は、私たちが関与している施設も避難所なんですね。でも、その避難所になるところの手続きも含めて非常に曖昧です、地元任せ、避難所の運営は皆さんが考えるんですよというので、訓練の内容なんかも全部もう自分たちが考えるみたいな格好でやられているような感じで、でも、地域の方々はそのような防災の専門家じゃないので、体系立った避難所の運営についてみずから考え出すということはなかなか難しいですから、その避難所を地域の人がもっと運用しやすいように、その辺のご指導というか、あるいは啓蒙、啓発とか、その辺についてはもっと積極的にやっていただきたいというのがあります。

それから、自助的な話でいくと、さっきから建物の耐震が、要は、診断してもそこから先へ進まないみたいな話というのはたくさんありますが、結果的に、私も建築の人間なので耐震の診断なんかもやっていて、補強まで持っていこうという努力はしますけれども、やはり、結局、年とっているからもう家とともに私の人生終わりみたいなのを平気で言われて、結局は、個人の問題になっちゃうんです。

でも、建築物というのは個人のものであり、やはり社会のもの、社会資本の1つだと思いますので、建築を建てるというのはやはり公共的な責任というのはどこにあるのだということ、こういった災害に強い体制づくりの中にも、建物は自分のものであり社会のものなんだというような、そういった表現を盛り込んで、我々NPOのほうでいろいろな活動を進めるときに、こういうふう書いてあるでしょみたいな、そういったことの参考になるような、そういう計画の表現というのをさせていただけるとありがたいと思いました

○金安会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○久田委員 少し昼間人口の話で、医療救護所が10カ所、これは夜間人口のための今救護体制で、前から新宿駅でもやっているのですが、どうしても昼間人口は、区なのか都なのかとかいろいろあって、あまり進んでいない状況なので、今は具体的に都とも話し合いながら進めているようなので、これからの計画ですから、やはり昼間人口、負傷者が出たときの対応策もしっかりやるというのは入れていただきたいなと思います。

○金安会長 ありがとうございます。植田委員どうぞ。

○植田委員 少し伺いたかったのが、実際、例えば、地震が起きたときに最初に問題になるのは何かというと、道路の確保なんですね。道路の確保は、じゃ誰がやるのかといたら、例えばこの間の東日本大震災のときには、地元の建築業者とか土木業者の方が自分たちでやった。

なぜできたのかというと、基本的にまちと業界団体との間の防災協定というか、そういうときが起きたときにどういうふうな形で対応するのかというような、協定が結ばれていて、その協定に基づいて重機を出してもらって道路の確保をやるということがされていたんですが、新宿のような地域の場合にもそういう形の何か業界団体との協定ですね、先ほど高いところで何かあったときに、普通の人には行けないわけですが、そういったときに、とびの方に対応していただくとか、そういったことも含めた形の対応の協定みたいなことというのは業界団体との間で何かあるのでしょうかということをお伺いしたかったんですが。

○金安会長 お願いします。

○野崎みどり土木部長 ただいまのご質問ですが、新宿区でも土木系の請負業者さんが何社かいらっしゃいまして、新宿区と防災協定を締結しております。緊急時には優先的に、道路の、いわゆる啓開と申し上げますけれども、いろんな障害物が出た場合の除去を行います。

あと、造園関係の業者さんにつきましても、街路樹の倒壊などについても優先的に新宿区のほうに派遣していただきまして、除去等をするという形の協定等は結ばせていただいている状況でございます。

○植田委員 そういうことをしっかりやっているということはもう少しPRして、いずれ、そういうのが起きたときにはそういう形でまずやりますよということは、住民の方にも知ってもらえるような形のことはやっておいたほうが良いのではないかなと思います。

○金安会長 どうぞ。

○林委員 あと、この文書でいくと、防災、個別施策2の一番下のところなんですが、新宿区の、私もそこまでは知らなかったんですが、驚いたことに、約28万人ぐらいの新宿区民の

方はマンション、マンションというか、集合住宅に中低高層に住んでいるという形で、ほとんどの人が結局、そういうことで住んでいるという、集合住宅に住んでいるということなんです。ここに、もう「マンション防災対応力の向上を図りました」というふうに現在完了形の形になっちゃっているのですが、ここに「マンション防災ははじめの一歩」という冊子なのか何なのかわからないけれども、とにかく、作成し、とあるのですが、私どももマンションに行って周りのマンションの人とも話しして、理事会なんかにも顔を出しますが、この「はじめの一歩」ということはないし、それからマンションに行政のほうの皆さんから実態調査だとか、そういうようなことというのは、私の経験ではないんですが、もしかしたらほかの方のときにあったかもわからないですが、少なくともないんですね、ここ過去数年の間には、でも、ここはもう「図りました」で終わっちゃっているわけですが、いかんせん、28万人以上の方がマンションに住んでいるということになってきたら、これもゆゆしき問題になると思いますので、ぜひ、防災体制の中でもう1回、ここは具体的にここ、計画を立案される皆さんにはご検討願いたい、マンション関係でお願いしたいと思います。

○金安会長 どうもありがとうございました。

それでは、おおよそ、この施策の2についても約30分ご議論いただきましたので、残りの施策3に移りたいと思います。

○林委員 その前にすみません。また確認なんです。本日の第1回目の木島先生のところからのご質問で始まって、今まで多々ご質問があったのですが、これは明快に、何らかの回答は、前は何か議事録に残すということだったけれども、回答は出てくるんですか。それぞれ、皆さんいいご質問されていますから。

○金安会長 それに関しましては、皆さんのご意見をどういうふうにするかというのを検討します。それで、今日この審議会が終了後、起草部会の第1回が開催されますので、そこで、そういう皆さんから出た意見などをどのように取り扱うかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○林委員 それはどなたが検討会をされるんですか。

○金安会長 起草部会です。

○林委員 そういう部会があるわけですか。じゃ、いずれにしる何かの……

○金安会長 それでこちらから全体のご提案をして、皆さんの承認をいただいてこの審議会から区長さん宛てへの答申ということになります。

皆さんのご意見も大変貴重なご意見ですので、例えば、既にここに含まれているというの
もあれば、これでは少し不十分なので書き加えようかなど、そういうもろもろの検討はこ
れから進めさせていただきたいと思います。

このため、この審議会では、できるだけ皆さん多くの方から建設的なご意見をいただく
というのが一番よろしいかと思えます。

○林委員 はい、ありがとうございます。

○金安会長 それでは、施策の3、暮らしやすい安全で安心なまちの実現ということで、①、
②、③と、3つお手元には資料があるかと思えます。①が犯罪のない安心なまちづくり、
それから②が感染症の予防と拡大防止、それから③が良好な生活環境づくりの推進という
ことで、この3つに関して、順番は問いませんので、皆さんからお気づきの点、ご意見等
をいただければと思います。これも約30分程度、議論したいと。

どうぞ、お願いいたします。

○石田委員 しんじゅく女性団体会議の石田と申します。

私は平成7年から小学校のPTAのケヤクでやって防災意識の向上って、地域で協会の
方々とか青少年育成委員会の方々とか協力をいただいて、警察の方とか行政の方々とか、
そうやって、皆さんで協力して地域づくりというのがあるのに、生かされていないとい
うことで、行政提言を20年間やってきたのですが、この間、前回出た会議で新宿の自治基本
条例というのを教えていただいて、私は本当に勉強不足だったのですが、ここに、自治基
本条例は機関委任事務制度が廃止されてつくられましたということが書いてありまして、
私もPTAとか、そういうところは、本当、トップダウンで役割分担意識でやってきた、
大変つらい思いをしたことがあるのですが、新宿の男女共同参画推進条例には、やはり地
域団体にきちんと説明をする、啓発をするという部分のところ、今、男女共同参画のほ
うの啓発でも課題になってきていると思いますので、私はこの新宿区自治基本条例と新宿
区男女共同参画推進条例を地域団体の方々にしっかり伝えていただくと、区民により伝わ
る。区民も自分たちが生活する義務があり責任があると思うので、そういうまちづくりに
対して一人一人が責任を持っていこうという、まちづくりの精神は、やはり条例を知らな
いと。

私は平和啓発をやってきました、条例を知るということは権利なんだということが納得
できましたので、ぜひ、この条例を地域団体、区民の方々に伝えていただいて、新宿のま
ちづくりが本当に進むことを願っています。以上です。

○金安会長 どうもありがとうございました。ほかにご意見いかがでしょうか。どうぞ。

○海東委員 小学校PTA連合会の海東です。

ほかの部分でもし網羅されていたら、それで結構なのですが、暮らしやすい安全で安心なまちの実現というときに、考えなければいけないものの1つに交通事故に関するものがあるのかなと思っています。特に今、自転車の事情が結構変わってきているので、その辺も含めて改めていろいろなことを考えなければいけないのかなと思うのですが、この個別施策3の中には、いわゆる交通事故絡みのものが入っていないと思います。もし、ほかの施策に入っているのであれば、それはそれで結構ですし、もし、どこにも網羅されていないのであれば、この分野の中に入れていただくことを検討していただきたいなという意見です。

○金安会長 どうぞ。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。

基本政策のⅢの賑わい都市・新宿の創造という中に、いわゆる、交通安全というようなところのジャンルが入ってございますので、次回のご議論いただく際の分野に入ってございます。

○海東委員 わかりました。ありがとうございます。

○金安会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○赤羽委員 質問ですが、感染症予防と拡大という部分で、現状も、施策の方向性も、新型インフルエンザ対策においては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、警察、消防という、関係者が一堂に会して1つの形ができているのですが、例えば、その他の感染症対策ということで、現実的にこの新宿区に訪れる毎日あれだけの外国人観光客に対して、例えば、この新型インフルエンザ対策のような対策に今後なっているのか。例えば、現実的にはお医者さんに行くということよりも、観光客の場合は大型店舗の薬局に行って聞いたりとか、あとホテルの窓口だったりとか、いろんなケースが考えられると思うのですが、その辺の仕組みという部分では、多少、この時代に対応して施策の方向性に变化があるとお考えなのでしょうか。

○金安会長 では、お願いします。

○渡部保健予防課長 保健予防課長がお答えいたします。

東京オリンピック・パラリンピックも予定されておまして、その前にも、今、新宿を中心に東京へ外国人の方は多数お見えになっております。

現在、区内の医療機関も積極的にそういった外国人対応をしておりますので、そういった医療機関との連携というのは、年々強化しているところです。

また、訪日外国人につきましては、区だけで解決できないところもありますので、現在、東京都との協議というのも積極的に進めているところで、東京都がオリンピック・パラリンピックに向けてという形で協議体を設置しておりまして、そこに新宿区は他区よりも少し早く加わり、一緒に議論を進めているところでございます。

○金安会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○植田委員 空き家対策なのですが、ここでいう空き家というのはどういう定義で使われておられるのかということ、最初にお聞きしたいのですが。

○金安会長 空き家の定義はというご指摘です。

○平井危機管理担当部長 空き家につきましては、これは平成25年に空き家等の適正管理に関する条例を制定しておりまして、またその後、空家対策の推進に関する特別措置法が制定されましたけれども、ここで言っている空き家につきましては、「空き家等」とございますが、まず「等」の中にはごみ屋敷等も入っております。

また、その空き家の定義でございますけれども、対象は管理不全な空き家というところで、私どもは対策をしているというところでございます。

○植田委員 今のでございますと、誰かが判断して、区が判断してこれは空き家だというふうに判断したものは空き家だということですか。

○平井危機管理担当部長 空き家自体にはもともと、例えば、空き家という定義については、もともと、国の住宅・土地統計調査というものがございまして、そこに定義されている空き家、4種類ございますけれども、別荘などの二次的空き家ですとか、売却予定、賃貸予定の空き家ですとか、その他の、長期不在にしている空き家、そういったものを空き家と呼んでおります。

そして、ここに書いてある私どもが対象としている空き家につきましては、条例で空き家等適正管理審査会を設けまして、そこで対策の対象とすべき、認定すべき空き家かどうかというものを、これにはごみ屋敷も含まれますけれども、認定して、対応に当たっているというところでございます。

○植田委員 先ほどの防災対策などの問題との関係でも、何を空き家と考えるのかというのが、これからすごく問われてくると思いますので、新宿的にどう考えるのかということは、これからいろいろな形で考えていかなきゃいけないのじゃないのかなというのは感じていま

す。

例えば、この間、産業振興課のほうで商店街の調査をやったときも、商店街の空き店舗と
いうのを調べたんですが、これは空き店舗だろうと思われたところはちゃんと所有者が大
体いるわけで、所有者から見ると空き店舗ではないというような形で答えられる場合が結
構多かったので、空き家とか空き店舗とかというものが、どういう問題なのかという視点
によってかなり評価というか、それ自身が空き家なのか空き店舗なのかということ自身も
大分変わってくるので、一応、そこら辺から議論していかないといけないのかなというこ
とを感じたということです。

○平井危機管理担当部長 危機管理担当部長です。

先ほど申し上げた住宅・土地統計調査によりますと、新宿区は25年のデータですが、2
万8,560戸の空き家がございます。ちょうど今年度と来年度にかけまして、空き家の実態調
査を実施いるところをごさいます。空き家の所有者に対してもアンケート調査を行って、
今年度、空き家対策の方向性を出しながら、来年度に空き家の対策計画をつくるというこ
ろでございますので、そういった中で検討するわけでございますが、今、対象としてい
るのは、やはり住宅地にある空き家、あるいは、集合住宅でも全部空き室となっているも
のというところがございます。

○金安会長 どうぞ。

○山下委員 NPOの山下です。

路上喫煙のところなのですが、ポイ捨て禁止条例とか、いろいろ路上喫煙については積極
的に区はやっていると思うのですが、これは、私どもNPOが管理させられている施設の
周りは区道でして、私たちは、施設の中は禁煙にしているのですが、その周りの道路の路
上喫煙についても一応、管理をするように頼まれているのですが、これ、全般的な話だと
思うのですが、例えば「めざすまちの姿・状態」とかというところで、あっさりと、例え
ば2番目のところで「ポイ捨てや路上喫煙を防止し」と出だしがこういうふうになっちゃ
うんですが、そもそも、路上喫煙の禁止の精神というのは、子供とか何かにやけどさせな
いだとかありますけれども、基本的に、受動喫煙を予防する、防止するというところだと
思っているのです。

ですが、つまらない話ですけども、この路上喫煙と言った途端に、じゃ道に面したちよ
っと敷地の中に入っているのだから、私がたばこを吸ってもいいでしょうとか、つまらな
い言いがかりをつけられるということはしょっちゅうありまして、ここでもし書くのであ

れば、「ポイ捨てや路上喫煙を防止し」という頭に、やはり受動喫煙をなくすためにとか、基本的に目指すものというのを明確に打ち出した上で次の文言が入っていくというような表現に、特に、この「目指すまちの姿・状態」のところは、実はほかのところの項目もそういうところ、少し気になるところはあるのですが、例えば、今わかりやすいのでここで申し上げますと、基本的な理念と申しますか、その辺なんかも言葉で書いておいていただいたほうが、そもそもの精神と申しますか、何か言われても、いや、そんな言いがかりをつけること自身の考え方が違うよというようなことが伝えやすいので、その辺の表現についてご検討いただければと思います。

○金安会長 どうもありがとうございました。どうぞ。

○関根委員 公募委員の関根と申します。

路上喫煙について自分なりに調べたのですが、罰金刑を条例している区が1つありまして、あと、過料徴収とか、あるいは、明記する条例が7つあって、32市がやっています。努力義務、あるいは、禁止かつ過料罰金のない条例ということで9区ありまして、また6市あります。残念なことに、新宿区はこの努力義務の中に入っているような状況です。

さらに、新宿区としては、違反者を取り締まるのではなくて、人を思いやり迷惑をかけないマナーの基本に徹するというようなことで、調べたものを書いてあるのですが、これについては、今、山下先生がおっしゃったように、野外でたばこを拡散していくこと、要するに受動喫煙ということについて、すごく意味があると思っています。

まして、たばこを吸っている方は全部ではありませんけれども、その煙を吸っている方のいろんな健康の被害というんですか、そういうものを考えてはいると思うのですが、実際は、やはりそこまで考えていらっしゃらない方もいるのではないかなというふうに思っています。

現在、8月30日の新聞なのですが、そこに22の病気とたばこの原因ということで、実際に出ました。そういう中で、一番私が心配している、私みたいな60過ぎになっちゃうと、余命、余りずっといきませんけれども、やはり、未来を担う若者たちですか、ここにも今日1番目に資料をいただきましたけれども、新宿の未来をつくっていく若者たちがやはり新宿力になっていきたい。そのためには、本当にたばこの被害というんですか、そういうものを取り下げていかなければいけない。

ですから、その新宿のその条例の中の施策じゃないですけども、その中に条例を変えてくださいということとはできないかもしれませんが、やはり、そのたばこの被害と

いうことを本当にもう声を大にして子供たちにやっていかなくちゃいけないと思います。それには教育の力、例えば学校教育、あるいは行政の力、いろんな方法があるかと思うので、そういう中で、本当に定例化したときからやっていかなければ、新宿力につながっていかないのではないかというふうに感じています。

ですから、今、お話ありましたけれども、企業の中では密室でたばこを吸っている企業もありますけれども、本当に道端のところで吸っている方、そこに赤ちゃんが通ったり、私たちが通ったり、学童が通ったりして、実際に見ているわけですよ。それで、見えて吸ってしまっている。それが何十年もたってしまうと、やはり健康被害を起こしていくのではないかと思いますので、その辺の施策を新宿区でも見直していただきたいというふうに要望したいと思います。以上です。

○金安会長 ありがとうございます。

小池委員が手を、お願いします。

○小池委員 提案なのですが、路上喫煙とポイ捨て防止法というのに加えていただきたいエリアがありまして、私、公園サポーターをやっていると、路上喫煙が禁止されてから公園で吸う人が非常に多くなってきているのですね。公園も大小ありまして、大きな公園には吸い殻入れがあるのですが、小さな公園にはないのです。

そうしますと、ベンチの下とか、そういうところにもものすごい吸い殻が落ちている。それと同時に、子供と一緒に遊んでいるのですよ。ですから、そういう意味で、ただの路上だけではなくて、公園での喫煙をどう規制していくかということもやはり考えていただきたいと思います。

○金安会長 どうぞ、お願いいたします。

○八名委員 公募委員の八名でございます。前回のときにもたばこについて意見を発言させていただいたのですが、小池知事もスモークフリーのオリンピックをしたいというような意見をおっしゃっていました。とにかく、たばこは害があるということで、東京はスモークフリーのまちにするというような、そのぐらいの意気込みでやっていただきたい。

ですので、ポイ捨ても路上喫煙も許せないのだということで、何か文言を変えていただく。条例でもし吸ったら罰金だよというような、そういう形も私は1つの方法だと思いますけれども、ぜひ、そういう形で持って行っていただきたいと思います。以上です。

○金安会長 どうぞ。

○近藤委員 議員の近藤です。

3つの項目がありますので、それぞれ1つずつ発言させていただきます。

1つ目の犯罪のない安心なまちづくりというところなんですが、取組状況・成果というところで、繁華街の対策の2つ目の丸ポチのところに、危険ドラッグの撲滅条例を施行したので、区内から危険ドラッグ販売店舗を撲滅しましたというふうに書いてあって、施策の方向では一切触れられていないのですね。

ただ、今、覚せい剤とか、その危険ドラッグというのは、店舗を設けるだけではなく、やはり影のところで流通し、とりわけこういった繁華街はそういった売買の温床にもなっているとも言われている中で、やはり、新宿がそこに取り組まないというのは、課題に上げていないというのはまずいかなというふうに思いましたので、この点については現状も踏まえて、ぜひ、施策に入れていくべきではないかなというふうに思っているのが1点目です。

2点目の感染症の予防と拡大の防止云々というところなんですが、前回は余りこういった感染症の部分についてはクローズアップされていなかったことについて、クローズアップしたこと自身はいいと思うのですが、最後の食の安全対策というところで、食中毒対策ということについては触れられているのですが、私は食の安全といった場合、食中毒も決して小さな問題とは思いませんが、食品添加物から初めとして残留農薬物や、さらには放射性物質の問題等を含めまして、さまざまな問題で、やはり食と健康というのは切っても切り離せない中身ですので、やはり、食中毒だけにとどまらず、課題としては上げていただきたいですし、やはりそういった食品を点検するGメンと呼ばれています食品監視員、大変少ないというふうに聞いています。

ですので、こういった分野の人たちも補強して、食の安全というのは今、私はもっと重点を置いてやるべき課題だというふうに思っていますので、この点についてはぜひ課題に上げていただき、補充をしていただきたいというふうに思っています。それが2つ目です。

3つ目が、良好な生活環境づくりの推進ということなんですが、既に何人もの方がお話をされている路上喫煙対策のことがまず1点ですが、ここで施策の方向で、新宿駅西口と西武新宿駅前の喫煙所の改修を進めますというふうに書いてあるのですが、これ2年後の計画になるものがここに書いてあるはずなんですが、それが既に一定の芽が見えているものも含めてこう書くのではなく、やはり、私も受動喫煙防止と、オリンピックをやる都市については本来、東京都がやるべき課題ですが、受動喫煙防止条例をつくり、それに見合った総合的な施策をきちんとここに打ち立てて、単純な路上喫煙の問題ではなく、もう少し

膨らました対応をするべきだというふうに思いますので、この点が1つと、最後に、空き家対策なんですけど、先ほどもありましたけれども、私も単純に不健全な部分を改善するというのもありなんですけど、それだけではなくて、空き家の利活用の分野も含めて、区がもっと積極的に、所有者や地域等にも働きかけながら、この資源をどういうふうにするのかというところも、空き店舗の問題とも絡む課題ではあると思うのですが、それを一体としてやったことによって総合的には空き家等の対策が推進されるというふうになっていただくような対策をぜひ打っていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○金安会長 ご意見、どうもありがとうございました。ほかに手挙げた方、どうぞお願いいたします。

○金子委員 スポーツ推進委員の金子です。

私は、個別施策の3、暮らしやすい安全で安心なまちの実現のところ、施策の方向性の中にきちんと書かれているのですが、防犯意識の向上を図っているとか情報を提供するとか、犯罪が起りにくいまちづくりに取り組みますというところなんですけど、先日、安全・安心マップというものの説明会を受けたときに、なぜ落書き消しが防犯に役立つのかとか、この道路でひったくりが起きる可能性があるとかという、そういう視点で眺めたことが私はなかったんです。

そういう話を伺ったときに。これをみんなが知っていれば多少違うんじゃないか。せっかく地域で交流して、そういう相互連携とか人的交流の推進をやっているわけですので、そういうことをもっと一般の人にわかるように知らせる方法ってないのかなと感じました。以上です。

○金安会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○林委員 インフルエンザの言葉がわからないのですが、注射を打つというのを何て言うかわからないんだけど、要するに注射を打ちましょうという案内状をいただくわけですけど、これの受診率というのはどうなのかなと思うんですけど、中には、行きたくても行かれない方が、要するに、近くにお医者様がない場合もあったりしますので。

それで、この中に私、わからないのは、包括センター、今は老人医療相談、医療というのか、総合相談センターですね、包括支援センターというのが7カ所あると思うんですけど、まず伺いたいのは、この包括支援センターというのは医療行為というのか、そういうことは一切できないものなんでしょうか。

だから、こここのところに行っても注射は打ってもらえないだろうなと思うのですけれども。もしそういうようなところも連携してもらっていると、近くにお医者様がない場合のところ、何か、計画のプランで、地域密着型というふうに考えていただけるなら、ああいう冬のインフルエンザの繁忙期のときですから、そのときだけでも何か連携を図っていただけるような方法とか、あるいは、もう全くそういう医療行為というのは、包括支援センターというのはできないものなのかがどうか、教えていただけますか。

○金安会長 というお尋ねですが、お願いします。

○渡部保健予防課長 保健予防課長がお答えいたします。

今のお尋ねは、毎年お送りをしている季節性のインフルエンザの予防接種のことかと思えます。その他の感染症対策という部分に含まれるところになります。

こちら、高齢者、65歳以上の方は予防接種法に基づくB類接種という形になっておりまして、それぞれ受ける方のご判断で打つかどうかを決めていただく形の予防接種でして、現在、45%程度の方が打っている予防接種になります。

こちらは、新宿区医師会にご協力いただきまして、区内に多数の接種医療機関を確保しているのですが、その中には、在宅の医療をやっている医療機関も含まれておりますので、訪問によって打っておられる方もいらっしゃいます。

お尋ねの包括、高齢者総合相談センターについては、現在、医療行為を行う医療機関ではありませんので、予防接種はできないということになります。

○林委員 わかりました。

○金安会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○小野田委員 コメントが1点と質問が1点ですが、まず質問のほうからいくと、③番の施策の方向性の公害の監視・規制・指導というところの記述内容が、前のほうに書いてある話を余り受けていないような印象があるのです。

それでお聞きしたいのは、例えばこのカラスは何となくわかるのですが、ハクビシンとかアライグマというところの問題が、どのくらい区で問題になっているのかというのが1点目の質問です。

あとコメントは、さっきの喫煙とかの問題もそうなのですが、やはり昼間人口が多いとかいろいろな人が来るというのは、やはり新宿区特有の条件の中で施策を考えていかなければいけないというところを、もう少し全体的に、前に出しながら検討していったほうがいいのではないかなと思いました。以上です。

○金安会長 いかがですか。お願いします。

○本村環境対策課長 環境対策課長です。ハクビシン、アライグマの相談が区のほうに今どのくらい来ているかというご質問ですが、平成20年過ぎぐらいから徐々にハクビシンを見たという連絡が入っています。最近3年間では、25年度が42件相談、26年度が38件、27年度が79件の相談が来ております。そういったことで、27年度から区のほうで捕獲処分を行うという体制をとっております。

○金安会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、何かございますか。

私のほうから1つお尋ねしたいのですが、路上喫煙に関して、私もたばこを吸わないので全然わからないのですが、この委員の皆さんの中でたばこを吸われる方で言い分とかご希望、こうすればうまく共存できるとか、よりよい社会がつかれるという、何かご意見がおりの方がいらっしゃればお願いしたいと思うのですが。率直に喫煙者のご意見なんかいかがですか。じゃ、ここにいらっしゃる方はどなたも吸わないということでもいいですか。

○林委員 ちょっと伺いたいんですが、その論議の前に少し伺いたいのは、今日こうやって議員の皆さんもおられるので、もしかしたら情報をお持ちかもわからないんですけども、何年前に、健康増進法というのができて、その関連で、先ほどもおっしゃっていましたが、受動喫煙防止法という法律ができて、あの中身を見ると、今許されている、例えば遊技場だとかゲームセンターだとか喫茶店だとか、そういうところもとにかく一切だめだというようなことが原文とかには書かれていたんですが、これができちゃえば、今、我々が論じていることはもう一切無用の長物になるんですが、これは進捗状況は、まず受動喫煙防止法というのは、どなたか、どこまで進んでいるのか教えていただけますか。

○金安会長 どなたかご存じの方いらっしゃいますか。お願いします。

○組澤ごみ減量リサイクル課長 健康増進法のことだと思うのですが、私も詳細には把握していませんが、私どもは路上喫煙対策をやっているのですが、健康増進法では屋内の喫煙についての受動喫煙防止なんですけど、私の聞いているところによると、現在は推進ということで、施設内、屋内、例えば公共施設、あとは飲食店、努力義務みたいな形になっていたと思います。まだ禁止というところまではいっていないということで、屋外については特に健康増進法では規定がないということで理解しております。

○金安会長 どうぞ。

○植田委員 私は今は吸っていないのですが、受動喫煙を防止するというところでいろんな対策

をしていくという自身はすごくいいことだと思うのですが、スモークフリーにしていくということはどうなのかということは、いろいろ考えないといけないことがあって、その中の1つは、こちらの新宿区の概況というところにもあるのですが、新宿区さんはたばこで52億円ですか、入っているわけですね。これを拒否するぐらいのつもりでやらないとできないだろう。東京都もそう言っているのですが、東京都もそれをやるのであれば、やはりこれを拒否するぐらいのつもりでやるべきではないのかなというふうに、個人的には思っております。

○金安会長 どうもありがとうございました。

そろそろ時間がなくなってきましたので、もっと、いろいろご意見もあるかと思えますけれども、今日の審議会はここで終了させていただきたいと思えます。

ご意見おありの方は、これまでどおり、ご意見カードにご記入いただいて事務局のほうにご提出いただければと思えます。

それでは、事務連絡等を事務局のほうからお願いしたいと思えます。

特に先ほども少しありましたけれども、いろんなご意見をどう取り込むのかというのは、多分、委員全員の方のご関心でもあると思えますので、起草部会のことなども含めてご説明いただければと思えます。

事務局、お願いいたします。

○事務局（鹿田） 事務局の鹿田でございます。

それでは、事務局からのお知らせという青い文字のペーパーをご覧ください。

①ボックスファイルについて、②ご意見カードにつきましては前回と同様でございます。

③会議要旨についてです。第1回及び第2回の会議要旨を配付しております。来週中には区のホームページに掲載する予定です。何かございましたら、今週中に事務局までお願いいたします。

④起草部会の開催につきまして、今、会長からお話がありましたが、開催通知にもありましたとおり、本日、起草部会を開催いたします。起草部会の委員の皆様につきましては、6階第4委員会室まで移動をお願いいたします。ボックスファイルとネームプレートについては事務局のほうで移動させていただきます。開会時刻につきましては、移動と休憩、そちらのほうも含めまして、4時15分開始を目途にしたいと思っております。

よろしく申し上げます。私からは以上でございます。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。

まず1点、申しわけございませんが資料の訂正を、お願いしたいと思います。

個別施策の3の暮らしやすい安全で安心なまちの実現の②感染症の予防と拡大防止のところの右下に図表2がございますが、こちらが食中毒の患者数と記載ございますが、区内の食中毒の発生件数の推移でございます。「患者数」をお消しいただきまして「発生件数」にお直しいただければと思います。おわびと訂正でございます。よろしく願いいたします。

○林委員 会長、教えていただきたいんですが、今、事務局からのお知らせの中に、私も初めてこの言葉を見たんですけれども、ここに④で、これからご苦労されるようなんですけれども、起草部会の開催って書いてあって、起草部会の方がおられるようなんですけれども、今日いただいたこの委員名簿の中の方が起草部会の委員になられているわけで、どなたがなっているのか、これ、教えていただけますか。

○金安会長 事務局からご説明願えますか。

○菅野企画政策課長 企画政策課長でございます。

第1回の基本構想審議会で会長からご指名ということで、基本構想審議会の条例の第7条に基づきまして部会を置くということを説明しておりまして、これにつきましては会長のほうから委員のご指名ということで、7名の学識経験者の委員の7名ということで、指名のほうをさせていただいてございます。

○林委員 じゃ、上の金安委員から始まって久田委員までの7名の方が起草委員ということでの認識でいいわけですか。

○金安会長 はい。

○林委員 わかりました。ありがとうございます。

○金安会長 そういうふうに会長として指名させていただきました。これは前例として、前回はこういう形で起草部会の委員の方を決められたというように私は聞いていますので、今回も同様にさせていただきました。

以上の方々、皆さん、大学で教鞭をとられている、研究、教育に携わっている方ですので、すごく公平性といいますか、公共的な姿勢に富んだ方だと思いますので、皆さんのご意見を極力取り込んで、いい案にしていきたいと思っております。

○林委員 よろしく願いします。

○菅野企画政策課長 会長、引き続きよろしいでしょうか。

それと、先ほど会長からございましたご質問とご意見に対するものでございますが、ご質

間につきましては、本日のこの審議会におきまして関係部署のほうからお答えをさせていただいてございます。もし保留がございましたら、改めてお知らせいたしますが、本日はご質問に対する保留はないと考えてございます。

また、これは議事録に全て掲載をさせていただきますことを申し添えます。

また、ご意見につきましては、全て議事録はもちろんですが、これにつきましては事務局のほうで全てまとめさせていただきまして、まとめるというのは全てのご意見をそのまま、今お話がございました起草部会のほうにお示しをして、この中で総合計画のほうに反映するべきものかどうか等をご検討いただきまして、最終的にはまた審議会にお示しをし、この審議会全体という形で答申をしていただくという流れになります。

よろしく願いいたします。

次回以降の日程をお知らせいたします。次回は第4回でございまして、10月14日の午後2時からの開催となります。よろしく願いいたします。

その次、第5回が10月21日です。次が第6回でございまして、11月1日と予定してございましたが、都合によりまして、日程のほうを大変恐縮ですが変更させていただきたいと考えてございまして、開催日時をなるべく早めに決定いたしまして、別途お知らせをさせていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

○金安会長 それでは、今日の審議会はこれで閉じさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

午後4時01分 閉会